

環境保全型農業直接支払交付金の「有機農業の取組」において
支援対象となる作物の判定結果について

滋賀県農政水産部みらいの農業振興課

環境保全型農業直接支払交付金の対象活動のうち、有機農業（化学肥料および化学合成農薬を使用しない農業）の取組に関して、本県で化学肥料および化学合成農薬の慣行レベルを設定していない作物について、通常の営農管理において化学肥料または化学合成農薬を使用していない作物かどうかの判定を行いましたので、その結果を以下のとおり公表します。

有機農業の取組における対象作物の判定結果

作物名	通常の営農管理における 使用状況		有機農業の取組に おける支援
	化学肥料	化学合成農薬	
ごま	使用	使用	対象とする
スナップえんどう	使用	使用	対象とする
オクラ	使用	使用	対象とする
ズッキーニ	使用	使用	対象とする
ケール	使用	使用	対象とする
こんにゃくいも	使用	使用	対象とする
トマト（露地）	使用	使用	対象とする
はつかだいこん	使用	使用	対象とする
ラッカセイ	使用	使用	対象とする
ニガウリ	使用	使用	対象とする
エンサイ	使用	使用	対象とする
アシタバ	使用	使用	対象とする
青パパイヤ	使用	使用	対象とする
きくいも	使用	使用	対象とする

<参考>環境保全型農業直接支払交付金実施要領第4の1の(8)「有機農業」より抜粋
 ア 要綱別紙第1の4の(8)の有機農業の取組は、以下の要件を全て満たすものとする。ただし、通常の営農管理において化学肥料又は化学合成農薬のいずれかを使用していない作物、水耕栽培等土壌を利用しない栽培方法で生産される作物及び永年性飼料作物については、支援の対象としないものとする。
 イ アの通常の営農管理において化学肥料又は化学合成農薬のいずれかを使用していない作物かどうかの判定については、2の(1)の慣行レベルを踏まえて行うことを基本とし、慣行レベルが設定されていない作物については、都道府県が作成している栽培技術指針等により判定するものとし、都道府県は、この判定結果について速やかに公表するものとする。